



# 山形県公報

平成23年8月19日(金)  
第2270号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……843
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……844
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……845
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……846

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施……………(保健薬務課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第712号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称             | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------------------|----------------|------------|
| 武 田 眼 科 医 院           | 山形市十日町一丁目3番37号 | 平成23. 4. 1 |
| ハ ー ト 調 剤 薬 局 川 井 店   | 米沢市川井2356-3    | 同 7. 1     |
| ち ば 往 診 ク リ ニ ッ ク     | 山形市小姓町7番15号    | 同 8. 1     |
| エ ー ル 薬 局 吉 原 店       | 山形市吉原二丁目18-6   | 同          |
| プ リ リ ー 歯 科 ク リ ニ ッ ク | 米沢市松が岬二丁目1-53  | 同          |

## 山形県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日       |
|-----------|----------------|-------------|
| エール薬局 吉原店 | 山形市吉原二丁目15番34号 | 平成23. 7. 31 |

## 山形県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地         | 休止年月日       |
|----------------|--------------------|-------------|
| あまるめ耳鼻咽喉科クリニック | 東田川郡庄内町余目字土堤下19番地3 | 平成23. 7. 25 |

## 山形県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類                        | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|-----------------------|--------------------------------------|----------------|-------------|
| つどいの家亀ヶ崎              | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護         | 酒田市亀ヶ崎四丁目92番地  | 平成23. 3. 11 |
| 株式会社 ハートウェル 山形店       | 介護予防福祉用具貸与                           | 山形市流通センター3-6-1 | 同 5. 1      |
| 高柳整形外科クリニック ケアプランセンター | 居宅介護支援                               | 山形市十日町三丁目7番22号 | 同 7. 1      |
| J A鶴岡ショートステイ あい館      | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護             | 鶴岡市大山字中道92-2   | 同           |
| 特別養護老人ホーム おおやま        | 介護老人福祉施設<br>短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護 | 鶴岡市大山三丁目34番1号  | 同 7. 20     |
| 短期入所センター おおやま         | 短期入所生活介護<br>介護予防短期入所生活介護             | 鶴岡市大山三丁目34番1号  | 同           |

|                                     |                                        |                |        |
|-------------------------------------|----------------------------------------|----------------|--------|
| ウエルハウス 嶋                            | 通 所 介 護                                | 山形市嶋南一丁目2番14号  | 同 7.25 |
| ウエルハウス 成沢                           | 通 所 介 護                                | 山形市成沢西四丁目3番30号 | 同      |
| 高柳整形外科クリニック 通<br>所リハビリテーションセン<br>ター | 通所リハビリテー<br>ション<br>介護予防通所リハ<br>ビリテーション | 山形市十日町三丁目7番22号 | 同 8.1  |

**山形県告示第716号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称     | 開 設 者   | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------|---------|---------------------|------------|
| 中 央 整 骨 鍼 灸 院 | 株式会社健誠堂 | 山形市江俣四丁目19-2        | 平成23. 8. 1 |

**山形県告示第717号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成23年6月21日 指令村総建第5008号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字若木字若木5852番21、5852番22  
東根市神町北部土地区画整理事業地内6街区9画地、13-1画地、13-2画地、13-3画地
- 開発許可を受けた者の住所又は所在地及び氏名又は名称  
東根市神町中央二丁目8番6号  
横尾利悦  
東根市中央二丁目11番1号  
天野地所株式会社

**山形県告示第718号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有置総建第304号
- 指定の場所 南陽市島貫字西原東499番1の一部、499番5
- 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長53.00メートル
- 指定年月日 平成23年8月8日

## 山形県告示第719号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第307号
- 2 指定の場所 南陽市赤湯字横町823番9の一部
- 3 道路の現況 幅員5.0メートル  
延長40.12メートル
- 4 指定年月日 平成23年8月8日

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人おのがわ
  - (2) 代表者の氏名  
二階堂 富太郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市小野川町2495番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、小野川温泉及び周辺地域の「ホタルの里」に代表される良好な自然環境、景観、雪、温泉など質の高い資源を活かし、小野川スキー場を中心に温泉街活性化の推進、スキー技術の向上及び普及のための事業等を行うことにより、スポーツの振興を図り、併せて青少年の健全育成を図ることを目的とする。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成23年8月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 試験の日時及び場所

| 日                               | 時 | 場 所                      |
|---------------------------------|---|--------------------------|
| 平成23年11月9日（水）<br>午前10時30分から正午まで |   | 山形市香澄町三丁目4番5号<br>山形国際ホテル |

## 2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 3 受験手続

受験願書を平成23年9月12日（月）から同年10月7日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健業務課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効と

する。)

4 その他

詳細については、健康福祉部保健薬務課（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

平成23年 8月19日印刷  
平成23年 8月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056